

平成 26 年度介護報酬等改定項目①

○介護報酬単位表（薬剤師関連）

（平成 26 年 4 月 1 日改正予定）

項 目	改正前	改正後
○指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準 5 居宅療養管理指導費 【単位数の見直し】 ※消費税引き上げ対応分	ハ 薬剤師が行う場合 (1) 病院又は診療所の薬剤師が行う場合 (一) 同一建物居住者以外の者に対して行う場合 550 単位 (二) 同一建物居住者に対して行う場合 385 単位 (2) 薬局の薬剤師が行う場合 (一) 同一建物居住者以外の者に対して行う場合 500 単位 (二) 同一建物居住者に対して行う場合 350 単位	ハ 薬剤師が行う場合 (1) 病院又は診療所の薬剤師が行う場合 (一) 同一建物居住者以外の者に対して行う場合 553 単位 (二) 同一建物居住者に対して行う場合 387 単位 (2) 薬局の薬剤師が行う場合 (一) 同一建物居住者以外の者に対して行う場合 503 単位 (二) 同一建物居住者に対して行う場合 352 単位
○指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準 5 介護予防居宅療養管理指導費 【単位数の見直し】 ※消費税引き上げ対応分	ハ 薬剤師が行う場合 (1) 病院又は診療所の薬剤師が行う場合 (一) 同一建物居住者以外の者に対して行う場合 550 単位 (二) 同一建物居住者に対して行う場合 385 単位 (2) 薬局の薬剤師が行う場合 (一) 同一建物居住者以外の者に対して行う場合 500 単位 (二) 同一建物居住者に対して行う場合 350 単位	ハ 薬剤師が行う場合 (1) 病院又は診療所の薬剤師が行う場合 (一) 同一建物居住者以外の者に対して行う場合 553 単位 (二) 同一建物居住者に対して行う場合 387 単位 (2) 薬局の薬剤師が行う場合 (一) 同一建物居住者以外の者に対して行う場合 503 単位 (二) 同一建物居住者に対して行う場合 352 単位